

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

【給付金についてQ&A方式でご説明します】

Q1.申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、5月25日までに、届出書のご提出が必要です。
詳細につきましては、伊江村役場福祉課までお問い合わせください。

Q2.だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

Q3.うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童生徒であれば、4月から
新高校1年生となっている場合等も対象となります。

Q4.いくらもらえるの？（給付額）

対象児童生徒1人につき、1万円です。

Q5.いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月5日に支給します。

以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※児童手当支給日と同日のため、お間違えのないようお気お付けください。

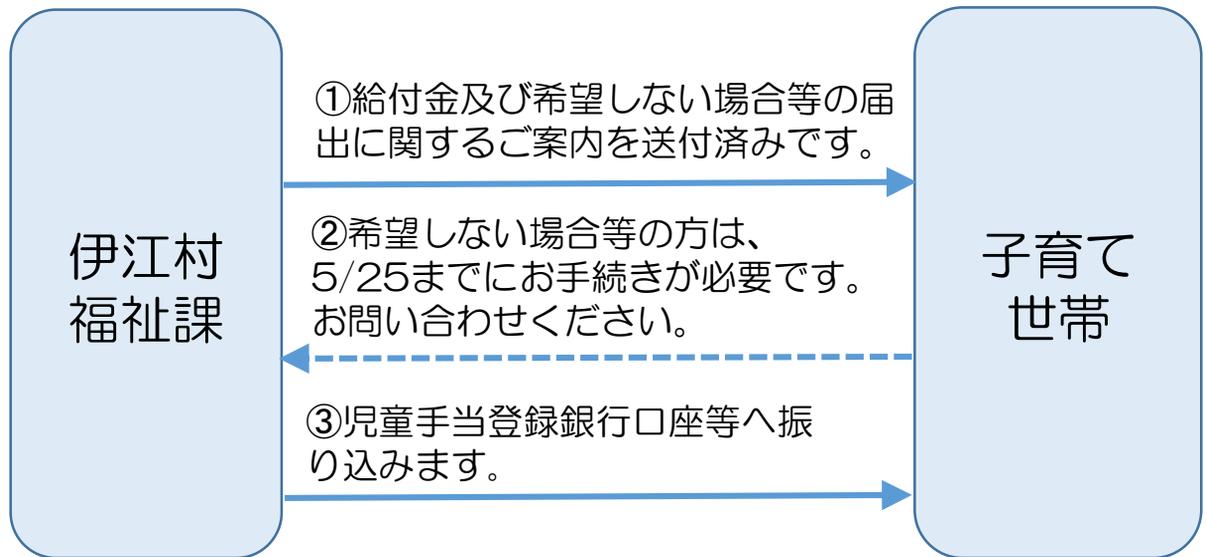
Q6.どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。
- ※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。
- ※当該口座の変更等に支障がある場合には、伊江村役場福祉課までお問い合わせください。

申請は不要です。
伊江村では、6月5日に支給します。



お問い合わせは



伊江村役場 福祉課
伊江村子育て世帯への臨時特別給付金担当（玉城）
電話：0980（49）3160

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに伊江村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに伊江村役場福祉課又は最寄りの警察にご連絡ください。